

厚生労働大臣が定める施設基準

当院は、近畿厚生局長に以下の事項に関して届出を行い、その届出に係る医療を提供しております。

【基本診療料の施設基準】

- ・機能強化加算
- ・急性期一般入院料6
- ・急性期看護補助体制加算（50：1）
- ・急性期看護補助体制加算（看護補助体制充実加算 1）
- ・医師事務作業補助体制加算 2
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算 1
- ・救急医療管理加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・地域包括ケア入院医療管理料 1

【特掲診療料の施設基準】

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（2）に規定する在宅支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・介護保険施設等連携往診加算
- ・在宅医療情報連携加算
- ・検体検査管理加算（1）
- ・検体検査管理加算（2）
- ・CT 撮影及びMRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅲ）
- ・運動器リハビリテーション科（Ⅱ）
- ・呼吸器リハビリテーション科（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション科
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料 1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 43